

一般社団法人 **全国旅行業協会**  
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION



支部事務局一覧

〒107-0052  
東京都港区赤坂 4-2-19 赤坂シャスターストビル3階  
TEL: 03-6277-8310(代表) FAX: 03-6277-8331  
URL: <https://www.anta.or.jp/>



一般社団法人 **全国旅行業協会**  
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION



一般社団法人 **全国旅行業協会**  
会長 近藤 幸二

## 旅をする人と、旅をつくる人のために

一般社団法人全国旅行業協会(ANTA)は、旅行業法に基づく観光庁長官の指定協会として、本部と全国に設置された47都道府県支部との緊密な連携のもと、地域に密着した約5400社の会員(旅行業者)で組織された事業者団体です。

安心・安全で快適な旅行環境をつくり、旅行者へのサービスを高めるため、旅行業法の定めにより指定協会が担う「法定業務」「国家試験事務代行業務」をはじめ、会員の資質向上、経営に資する「一般業務」のほか、観光関連団体との連絡協調、関係機関に対する意見具申などの活動を行い、旅行業の健全な発展と観光立国の実現に向けて事業展開をしております。

## ANTA組織図



\*上記の常任委員会に所属する専門部会が置かれるほか、必要に応じて特別委員会を設けることがあります。

\*各支部においても同様に、法定業務・一般業務を実施し、関連組織の都道府県旅行業協会等との連携のもと、地域に根差した業務運営を図っております。

## 沿革

昭和31年2月23日	全国の邦人旅行あつ旋業者(国内旅行業者)により、各都道府県の協会を構成単位とした任意団体「全国旅行業団体連合会」(略称「全旅団連」)が発足。事務所を東京に置く(会員約800社)。創立総会を都内で開催。	平成12年5月20日	「日中文化観光交流使節団2000」約5,500人が訪中。当協会から約600人の会員等が参加。
昭和40年2月23日	旅行業者の業務の適正化を図り、社会的信頼にこたえるため、全国組織化と旅行業者の質的向上を目標に、全旅団連は「全国旅行業協会」(任意団体)として発足。設立総会を都内で開催。(会員約1,400社)同年8月に田辺国男氏(衆議院議員)が会長に就任。	平成13年1月6日	中央省庁の再編に伴い、国土交通省が発足。
昭和41年2月22日	社団法人全国旅行業協会として設立許可を受ける。	7月1日	インターネットによる旅行商品流通システム「ANTA-NET」の運用を開始。
昭和42年5月19日	江藤智氏(参議院議員)が会長に就任。	平成14年1月	正会員数が6,000社を超える。
昭和44年8月	事務所を新宿区から、千代田区内幸町に移転。	9月1日	(株)全旅と(株)全旅協クーポン会連盟が合併。
昭和46年5月10日	「旅行あつ旋業法」が改正され、「旅行業法」が同年11月10日に施行される。	9月22日	日中国交正常化30周年記念事業「日中友好文化観光交流使節団」約13,000人が訪中。当協会から約2,000人の会員等が参加。
昭和47年1月10日	事務所を千代田区有楽町に移転。	平成15年12月1日	「国内観光活性化フォーラム」を初開催。
2月15日	46都道府県支部による全国組織化(沖縄県を除く)を達成。(会員数約2,800社)	平成19年1月1日	「観光立国推進基本法」が施行。同法に基づく「観光立国推進基本計画」が同年6月29日に閣議決定。
4月5日	旅行業法に基づく運輸大臣の指定協会として指定を受ける。	9月29日	日中国交正常化35周年記念事業として中国・ハルビン市を訪問。当協会の訪中団約300人が参加。
5月11日	「苦情処理」「弁済業務」「試験研修」の3常任委員会を設置し、法定業務の実施にあたる。	平成20年10月1日	国土交通省の外局に観光庁が創設。当協会は同庁の所管に。
6月29日	全国11ブロックの「地方協議会」を設置。	12月1日	公益法人制度改革に伴い新法人移行まで特例民法法人となる。
8月1日	旅行業法に基づく弁済業務を開始。	平成23年9月26日	東日本復興支援会議を開催し、「東日本大震災からの観光復興支援に関する決議」を採択。
8月2日	旅行業法に基づく国内旅行業務取扱主任者の指定講習機関及び国家試験事務代行機関の指定を受ける。	平成24年8月28日	日中国交正常化40周年記念事業「弘法大師・空海を偲ぶ日中交流使節団」が中国・西安市を訪問。当協会から約500人の会員等が参加。
昭和48年4月1日	「全旅協共済保険制度」を発足。	平成25年2月4日	(株)全旅の保険部門を分社化、(株)旅行ビジネスサポートを設立。
4月19日	指定保険取扱代理店として(株)全旅を設立。	4月1日	公益法人制度改革により「一般社団法人全国旅行業協会」としてスタート。地方協議会を「地方支部長連絡会」に改称。
5月1日	「全旅協旅行傷害保険制度」を発足。	平成27年2月14日	日韓国交正常化50周年記念事業「日韓観光交流拡大会議inソウル」を開催。当協会から約1,400人の会員等が参加。
昭和49年1月31日	沖縄の本土復帰に伴い沖縄県支部を設置。(47都道府県支部となる)	5月23日	日中間での観光分野での交流拡大を目的に「日中観光交流の夕べ」を中国・北京市で開催。「日中観光文化交流団」約3,200名が訪中。
昭和51年8月1日	「全旅協クーポン制度」の導入にあたり「全旅協クーポン会」を設立。	平成28年6月29日	創立50周年記念式典を開催。
昭和54年3月31日	事務所を中央区日本橋浜町に移転。	平成29年10月10日	事務所を港区赤坂に移転。
昭和56年6月11日	木村睦男氏(参議院議員)が会長に就任。	平成30年1月4日	「旅行サービス手配業」の創設に伴い、会員構成に「協力会員」を導入。
昭和58年7月29日	旅行業法の改正に伴い、「指導業務」「調査・広報」の2常任委員会を設置。	令和2年4月7日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、全国7都府県を対象に国内初の「緊急事態宣言」が発令(以後3回実施)。まん延防止等重点措置なども含め、移動の自粛要請、社会的経済活動の大幅縮小により、観光産業は長期間にわたり甚大な被害を被る。
10月5日	梶原清氏(参議院議員)が会長に就任。	7月22日	国による観光需要喚起策「Go To トラベル事業」が開始され、当協会も参画する「ツーリズム産業共同提案体」に運営事務局を委託。
10月26日	旅行業法に基づく「旅程管理業務に関する研修」の実施機関の指定を受ける。	令和5年5月7日	新型コロナの5類感染症への移行を受け、3年余運用した旅行業対応ガイドライン等を廃止。
11月1日	「全旅協旅行災害補償制度」に再編。	令和7年6月25日	近藤幸二氏(当協会会員)が会長に就任。二階俊博氏を名誉会長に推戴。
平成4年5月	(株)全旅協クーポン会連盟に法人化。		
9月2日	二階俊博氏(衆議院議員)が会長に就任。		
平成5年7月10日	事務所を港区虎ノ門に移転。		
平成6年4月1日	全国10ブロックの地方協議会に。(信越と北陸を統合)		
平成7年6月15日	30周年を記念しANTAロゴマークを制定。「総務委員会」を再編設置。		
平成11年6月17日	公益法人の指導監督基準等への対応により、第35回通常総会で理事の半数を旅行業者以外の学識者から選出する新体制に。		
10月1日	全旅協債券保証制度を発足。		



新型コロナの実体経済への影響に関する集中ヒアリング(令和2年3月23日)  
出典:首相官邸ホームページ  
([https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/23corona\\_hearing.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/23corona_hearing.html))

協会の事業

# 法定業務に関する事業

ANTAは、旅行業法に基づく観光庁長官の指定協会として、同法が定める各種事業、並びに国家試験の事務代行を行っております。



## 苦情相談事業

苦情相談業務は、旅行者等が取り扱った旅行に対し、旅行者（消費者）や関係取引先から苦情が寄せられた場合に、必要な助言を行い、当該苦情に係る事情を調査するとともに、その旅行者等に対して迅速な解決を求めるものです。当協会では、全国47都道府県支部及び本部において、苦情相談に応じるとともに、その対応を法的な観点から事例等に基づき習得する会員向けの勉強会・セミナーを開催しております。

## 社員指導事業

社員指導事業は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全を確保するため、会員等に対して指導を行うものです。具体的には、旅行業法等の法令遵守、標準旅行業約款・通達等の周知徹底、会員の広告表示の適正化、旅行業公正競争規約の指導及び遵守、旅行業務取扱管理者証・旅程管理業務を行う主任者証・統一外務員証の作成と携帯の奨励、会員による国内・海外旅行の安全対策の充実、政府機関等が発出する海外安全情報、感染症、検疫等の安全・衛生情報の周知徹底など、幅広い分野で様々な活動を行い、旅行業務の適切な運営の確保に努めています。

## 弁済事業

弁済事業は、旅行者（消費者）保護の観点から、当協会の正会員旅行者（保証社員）が取り扱った旅行者との旅行取引において、万一、旅行者の倒産等で債務が発生し、支払う能力がない場合に、当協会が旅行者に代わって法定限度額の範囲内で債務の弁済を行うものです。



## 試験・研修事業

研修事業は、旅行業務及び旅行サービス手配業務に従事する者の資質向上、旅行内容・質の充実、旅行者へのサービス向上などを目的として、旅行業法に基づき各種研修業務を行うものです。国内旅行業務取扱管理者試験のための研修、添乗員を養成する旅程管理研修、旅行業務取扱管理者定期研修など法定研修を全国各地で開催し、会員をはじめ旅行者等々のレベルアップを図っています。また、旅行業務を取り扱う営業所に1名以上の選任が義務付けられる旅行業務取扱管理者（国内資格）の国家試験を、観光庁の事務代行機関として、毎年度実施しています。

### 【ANTAが行う試験・研修事業】

研修※	①国内旅行業務取扱管理者研修	修了することで、国内旅行業務取扱管理者試験の一部科目が免除される研修
	②旅程管理研修	修了することで、主任添乗員の資格を得られる研修（その他の条件もあり）
試験	③旅行業務取扱管理者定期研修	旅行業営業所に選任された旅行業務取扱管理者のブラッシュアップを図る義務研修
	④国内旅行業務取扱管理者試験（事務代行）	観光庁の事務代行機関として実施する国家資格試験（令和6年度試験からCBT方式）

※研修を受講するには、それぞれ一定の条件を満たす必要がある。



## 調査・広報事業

調査・広報事業は、旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する調査、旅行者及び業界内外に対して当協会の事業活動のPRを行うものです。具体的には、会員の現況や旅行消費動向等の調査・研究、ツーリズムEXPOジャパン等の旅行促進を目的としたイベント等への参画、当協会の活動状況や周知・案内等を掲載した会員向け機関誌「ANTA NEWS」の発行を行っています。



# 協会の事業 一般業務に関する事業

ANTAでは法定業務のほか、一般業務として、会員の旅行業経営に資する各種事業の立案・推進等を図るとともに、旅行需要の喚起・拡大による地域の活性化と観光産業の発展に貢献する活動を展開しております。

## 国内及び国際旅行需要の創出

国や都道府県、観光関連機関等が開催する大型イベントへの協力や平日旅行の促進等を通じて国内旅行の需要拡大と活性化に努めるとともに、近隣アジア諸国等との双方向の観光交流や、政府が観光立国推進基本法に基づき策定する「観光立国推進基本計画」など、国際旅行需要の拡大・喚起に向けた関係各国・地域との協議・事業に対して、積極的に参画しております。

国内観光分野においては、観光庁、各自治体、関係団体等との密接な連携のもと、「国内観光活性化フォーラム」の開催による国内観光の活性化、地域の観光資源の発掘や新しい観光商品の開発による着地型旅行(地旅)の推進、その基盤醸成として旅行業を志す後継者を培う「学生がつくる旅行プランコンテスト」等を行っております。また、国際観光分野においては、ASEAN諸国との友好記念事業、中国、韓国等との国際観光交流事業を展開し、日本人海外旅行と外国人訪日旅行の促進に努め、持続的成長を目指す観光立国の実現に向けて、各種事業に取り組んでおります。



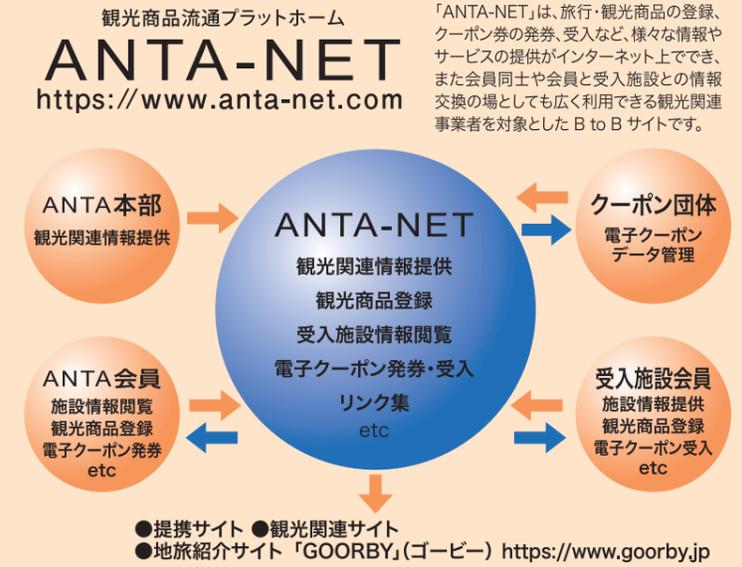
## 新たな社会ニーズへの対応

超少子高齢社会、ノーマライゼーション、健康増進、SDGsなど、国民の関心が高い問題を旅行テーマとして取り扱ったエコツーリズム、ユニバーサルツーリズムをはじめ、農泊、産業観光、文化観光、ロングステイ、ワーケーション・ラーケーション、サステナブルツーリズムなど、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れ、高付加価値化を図る新しい形態の旅行テーマにも、社会的ニーズへの対応、地域活性化、社会貢献の観点から、その推進に取り組んでいます。



## ANTA-NET (全旅クーポン)

会員をはじめ、観光産業の協働とDX化に資するため、事業会社の(株)全旅を通じて、①観光素材の仕入れ、旅行商品の造成・販売等を共同で行い、商品造成のローコスト化と収益性の確保、流通ルートの拡大、旅行者の送客と受入施設・運送機関のネットワーク化の推進、②着地型旅行商品の造成、③ITを活用した会員及び旅行者への情報提供、④旅行商品流通プラットフォームである「ANTA-NET」(全旅クーポン)の利便性の向上などの事業を全面的に支援しております。



## 会員用 旅行補償制度 (全旅保険)

### ●全旅協旅行災害補償制度

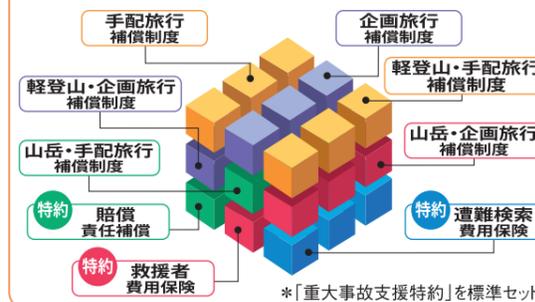
会員用の各種補償制度のうち、主力を担う「全旅協旅行災害補償制度」は、「特別補償」「損害保険」に「全旅協見舞金制度」をプラスした独自の補償制度です。Webサイトから簡単に加入でき、出発直前でも契約条件を変更することが可能です。(国内旅行の場合)

通常の国内・海外旅行のほか、学校型も揃えた充実の補償内容で会員の皆様や旅行者の万一の事故の際に、種々の補償バリエーションで会員の旅プランを支えます。

◎低い掛金で旅行者だけでなく会員への補償もあります。(旅行事故対策費用保険、旅行者死亡会員見舞金など)

◎お客様都合の契約解除、運送機関の運休、自社企画旅行の催行中止などのキャンセル補償制度も充実しています。(国内・海外・学校国内 旅行キャンセル補

### ■全旅協旅行災害補償制度の種類(イメージ)



償制度、航空機欠航、新幹線・特急列車運休補償、催行中止保険)

### ●特別補償

企画旅行では、旅行者は自らの責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款の規定による特別補償の義務を負います。そのため、旅行特別補償保険の加入は必須であり、旅行業法でも保険契約の締結を言及しています。全旅協旅行災害補償制度等は、旅行特別補償保険がセットされています。

### ●事故対策

当協会では、会員が行政庁への旅行業登録の新規・更新登録の際に策定が義務付けられている事故処理体制の指導を行うとともに、不測の事態に備え、会員が適切かつ迅速な初動対応がとれるよう、危機管理の専門会社と連携のもと、平時からの危機管理体制の構築を支援しています。

また、全旅協災害補償制度等には、「重大事故支援特約」を標準セットとして、万が一の事故発生時、24時間・365日対応可能な「緊急サポートデスク」を設置し、手厚いバックアップ体制を備えております。

